

# 動植物検疫協議をめぐる状況

消費・安全局

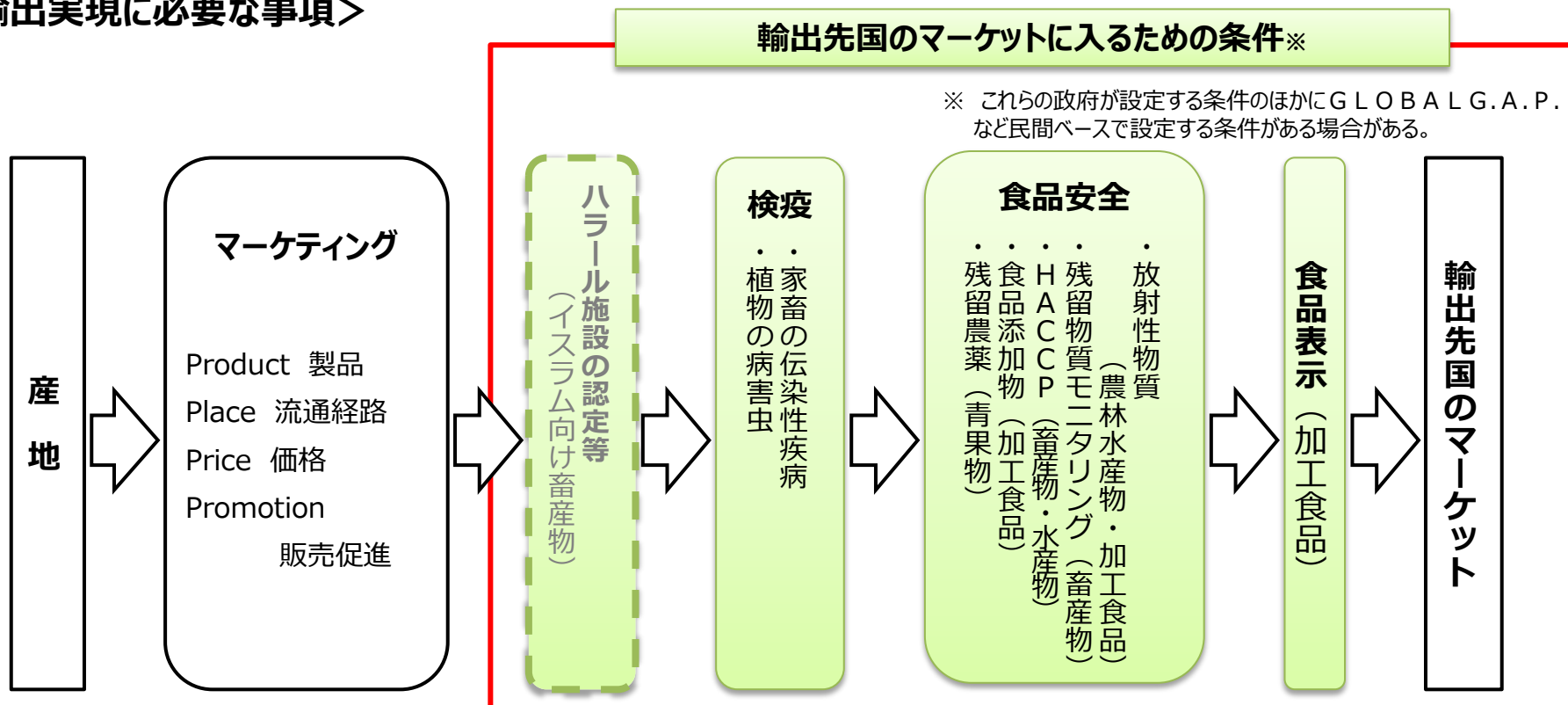
令和4年6月

農林水産省

# 農産物・畜産物を輸出するために必要なこと

- ・ 輸出促進のためには、動植物検疫上、**産地等の意見**を踏まえて、**輸出できる国・品目を広げる必要**。
- ・ 一方、**輸出を実現**するためには、動植物検疫だけでなく、**食品安全**（残留農薬(農産物)、HACCP・残留モニタリング(畜産物)など）、**表示等の条件のクリア**が必要。
- ・ 加えて、マレーシアなどイスラム向け畜産物については、**輸出先国ごとにハラールの施設認定等**が必要。  
例) ハラール施設認定に当たっては、①イスラム教徒によると殺、②と殺施設の100%のハラール処理（フルハラール）等が求められる場合がある。

## <輸出実現に必要な事項>



# 優先して対応すべき国・地域における動物検疫の状況

- 動物検疫協議は、輸出先国・地域の要請に応じて、**輸出先国・地域が警戒する動物の伝染性疾病**が侵入しないよう、**動物の輸出条件(検疫条件)**を設定すること。
- 動物検疫協議は、関税交渉と異なり、**WTO/SPS協定**(衛生植物検疫措置の適用に関する協定)、**OIE**(国際獣疫事務局)が定める**国際基準に従った科学的なリスク評価**の結果に基づくことが必要。

国・地域		牛肉	豚肉	鶏肉	殻付き家きん卵	乳・乳製品
アジア	香港	7,564	1,430	978	5,729	3,936
	台湾	5,482★ <small>月齢制限撤廃</small>	×	×	0	3,352
	中国	★	×	★	★	★
	韓国	★	★	×	0	0
	タイ	1,806	31	×	×	392
	インドネシア	185	×	×	×	51
	フィリピン	359	×	×	×	36
	マカオ	977	54	11	7	120
	ベトナム	699	1	16	×	9,564
	ミャンマー	7	×	×	×	×
	シンガポール	2,665	424	0	131	916
	マレーシア	1,024	×	×	×	274
北米	米国	10,252	×	×	0	732
	カナダ	640	×	×	×	256
太平洋	豪州	547	×	×	×	207
	ニュージーランド	81	×	×	×	88
中南米	メキシコ	149	×	×	×	×
	ブラジル	58	×	×	×	×
	アルゼンチン	0	×	×	×	×
	ウルグアイ	0	×	×	×	×
中東	アラブ首長国連邦	574	3	×	×	59
欧州	E U及び英国	3,511	★	0	0	18
その他	ロシア	145★ <small>施設追加</small>	×	★	★	0.4

★：輸出先国・地域において疾病のリスク評価を実施中    ☆：検疫条件の協議中  
 ×：協議未実施（輸出要望等あれば、「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する実行計画」に掲載した上で、解禁要請。）

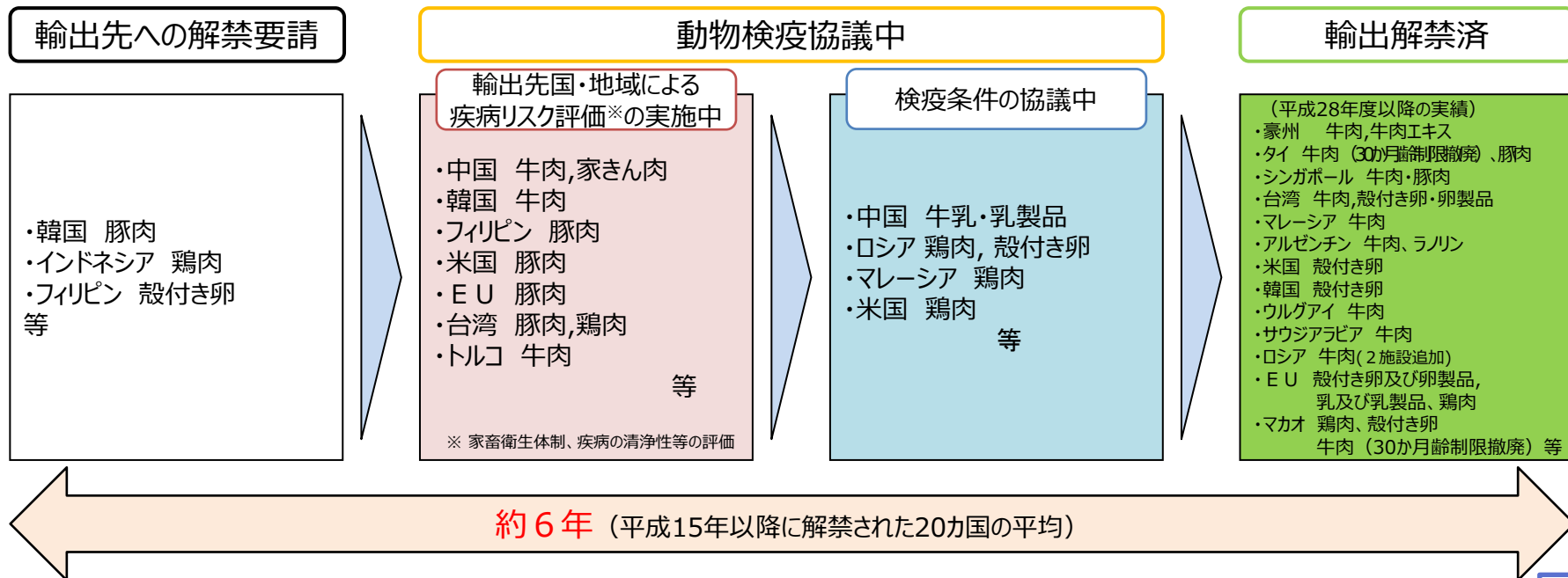
出典：財務省「2021年貿易統計」（単位：百万円）

令和4年6月1日現在

# 動物検疫に係る輸出解禁の特徴と流れ

- 動物検疫に係る輸出解禁は、「**農林水産物及び食品の輸出の促進に関する基本方針（令和2年4月3日）**」に基づき、輸出先国・地域への解禁要請をした後、**輸出先国・地域において疾病のリスク評価**がなされ、検疫条件の協議を経て、行われる。
- 検疫協議では、OIE(国際獣疫事務局)が通報対象と定める家畜の伝染性疾病を中心に、**輸出先国・地域及び品目に応じて対象疾病を決定**する。主な疾病は、口蹄疫(牛・豚)、BSE(牛)、ASF・CSF(豚)、高病原性鳥インフルエンザ(鶏)。  
※ 日本は口蹄疫、BSE、ASFの清浄国。
- 加工食品(ハム等)も、検疫協議の対象。

## 輸出解禁に向けた流れ（令和4年6月1日現在）



# 主な国・地域における植物検疫の状況と輸出実績

- 植物検疫協議は、輸出先国・地域の要請に応じて、輸出先国・地域が警戒する植物の病害虫が侵入しないよう、植物の検疫条件(検疫措置)を設定すること。
- 植物検疫協議は、関税交渉と異なり、WTO/SPS協定(衛生植物検疫措置の適用に関する協定)、IPPC(国際植物防疫条約)の枠組みの中で定められる国際基準に従った科学的なリスク評価の結果に基づくことが必要。

出典：財務省「2021年貿易統計」(単位：百万円)

国・地域	りんご	かんきつ類	なし	もも	ぶどう	かき	いちご	メロン	ながいも	精米	緑茶(製茶)	
アジア	台湾	11,825	396	197	487	2,163	11	543	17	1,135	506	1,703
	香港	3,503	487	664	1,721	2,114	232	2,940	931	126	1,513	767
	中国	7	×	0	×	★	×	×	×	×	219	70
	韓国	★	×	★	×	0	×	0	×	0	0	11
	タイ	404	3★条件緩和	34	19	101	156	211	0	4	162★玄米解禁	464
	インドネシア	22	0	5	4	0	0	0	0	0	65	203
	シンガポール	139	88	14	75	161	28	223	59	237	465	1,002
	マレーシア	21	36	6	13	45	5	65	13	7	22	468
	ベトナム	241	1	19	★	★	×	×	×	×	33	100
	インド	-	×	★	0	×	×	×	×	×	1	50
フィリピン	37	×	4	×	×	×	★	×	×	20	36	
北米	米国	3★条件緩和	1★品目追加	16	×	×	8	64	0	760	489	10,301
	カナダ	1	53	0	★	0	0	★	6	43	69	824
大洋州	豪州	0★条件緩和	★	0★条件緩和	★	×※	0	0	×	×	283	309
	N Z	0	10★条件緩和	×	×	×	×	×	×	×	16	27
中南米	メキシコ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	★	129
	チリ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	0	4
	ペルー	×	×	0	×	×	×	×	×	×	×°	20
	ブラジル	×	×	×	×	×	×	×	×	×	0	16
その他	ロシア	1	1	0	0	0	0	0	0	0	79	152
	中東	2	3	0	0	2	0	0	2	0	77	110
	E U	0	8	0	0	1	0	0	0	2	267	3,101
	英国	0	0	0	0	0	0	0	0	0	104	310

★：検疫協議を実施中 (★：輸出先国において病害虫リスク評価を実施中) ★：検疫条件の協議中)

◎：携帯品として輸出が解禁されているが、統計はとられていない。

×：現在輸出不可

※ 産地の要望に基づく輸出先国の現地査察が終了後、輸出可能。

2022年6月1日現在

# 植物検疫に係る輸出解禁の特徴と流れ

- 植物検疫に係る輸出解禁は、「**農林水産物及び食品の輸出の促進に関する基本方針（令和2年4月3日）**」に基づき、輸出先国・地域へ解禁要請をした後、**輸出先国・地域において病害虫のリスク評価**がなされ、植物検疫条件の協議を経て、行われる。
- 植物の病害虫は、国・地域、植物によって異なるため、輸入解禁に伴い**新たに侵入するおそれのある病害虫**を輸出先国・地域が特定(リスク評価)し、双方合意の上、それらが侵入しない**植物検疫条件(検疫措置)**を設定するプロセスが必要。
- 病害虫や植物の種類に応じ、低温処理やくん蒸などの消毒処理や、発生調査、園地・選果管理、輸出検査等を組み合わせた検疫措置を提案し、輸出先国・地域と協議。
- 病害虫が付着するおそれのない加工食品(ジュース、ゼリー等)は植物検疫の対象外。

## 輸出解禁に向けた流れ（令和4年6月1日現在）

### 輸出先国への解禁要請

### 植物検疫協議中

### 輸出解禁済又は検疫条件変更済

#### 輸出先国・地域による 病害虫リスク評価※の実施中

- ・カナダ もも、いちご
- ・ベトナム ぶどう、もも
- ・インド なし
- ・米国 さくらの切り枝  
ゆず等かんきつ類

等

※ 病害虫の侵入・定着・まん延した場合の経済的被害の評価を踏まえた検疫対象となる病害虫の特定

#### 検疫条件の協議中

- ・インド スギ
- ・タイ かんきつ類  
(薬剤処理の代替措置)  
玄米
- ・中国 ぶどう
- ・フィリピン いちご
- ・メキシコ 精米

等

(平成29年度以降の実績)

- ・中国 精米（精米工場及びくん蒸倉庫の追加）
- ・米国 かき（柿）  
うんしゅうみかん（臭化メチルくん蒸の廃止）  
盆栽（ツツジ属及びヒヨクマツ）（網室内での栽培期間の短縮）  
なし(生産地域の拡大、品種制限の撤廃)  
メロン
- ・ベトナム 玄米、りんご（袋かけに代わる検疫措置の追加）、  
うんしゅうみかん
- ・タイ かんきつ類（輸出生産地域の追加、  
合同輸出検査から査察制への移行等）
- ・豪州 かき（柿）（臭化メチルくん蒸に代わる検疫措置による解禁）  
いちご
- ・カナダ りんご（袋かけ又は臭化メチルくん蒸に代わる検疫措置の追加）
- ・EU 黒松盆栽（錦松盆栽を含む）
- ・インド りんご

等

植物検疫協議では、  
解禁要請あるいは  
条件変更要請と同時に  
協議の段階へ移行

約8年（従来の取組により解禁された案件の平均）

# 動植物検疫条件違反の影響と対応

- ある産地からの輸出品について、輸出先国・地域の検査により検疫条件違反が発見された場合、**日本全体の輸出が停止**することもあり、**産地による検疫条件の遵守が必要かつ重要**。

例) 台湾への青果物輸出の場合、台湾側の輸入検疫時の病害虫確認 2 回で、当該輸出年度は日本全体がストップ。

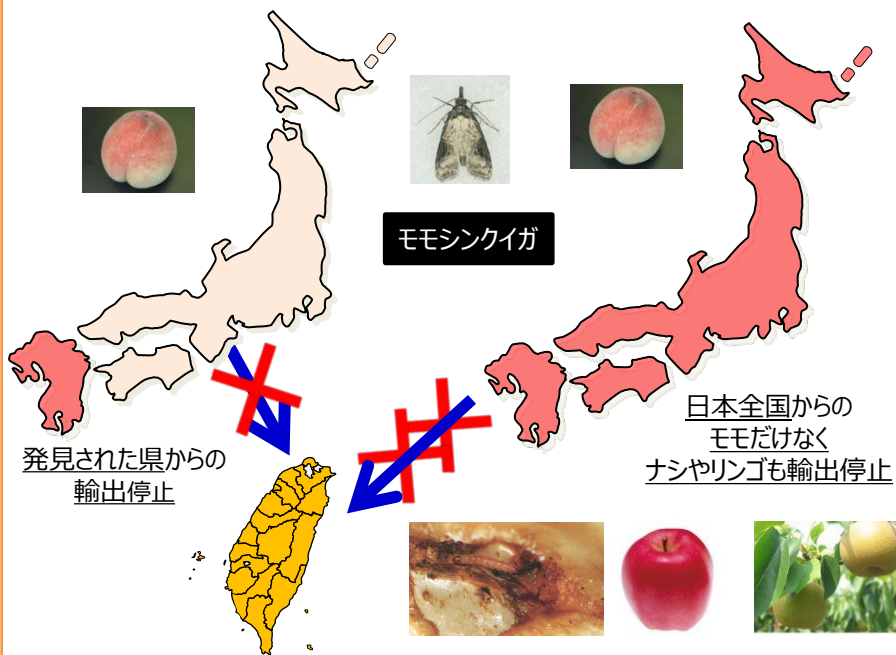
- 家畜疾病の発生に伴う貿易の混乱を避けるため、**米国・EU**と、家畜疾病が発生しても輸入停止地域を発生地域に相互に限定する**動物検疫システムの相互認証**に向けた協議を実施。

例) 平成22年に宮崎県での口蹄疫が発生した際には、米国向けの牛肉輸出は2年4か月間ストップ。

## 台湾向け輸出における検疫条件違反の影響

1年で1回目の発見

1年で2回目の発見

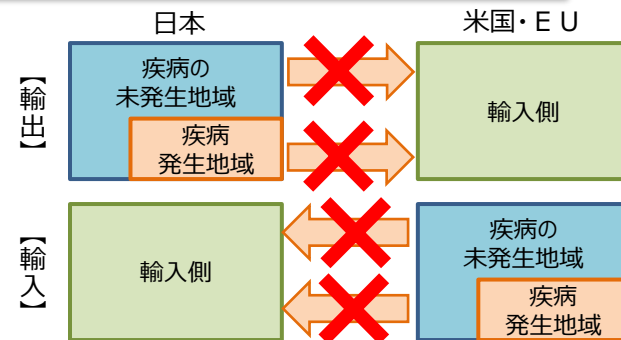


※ 改善措置を台湾に提出し、承認されれば暫定輸出禁止措置が解除される。

## 家畜疾病のシステム相互認証

【現状】

家畜疾病が発生した場合、畜産物輸出は即時全面ストップ。



【システム相互認証後】

万が一、国内で家畜疾病が発生した場合でも、畜産物輸出の全面ストップを回避。

